

地域新電力会社の設立及び運営に係るパートナー事業者選定公募型プロポーザル  
審査講評

令和4年7月

地域新電力会社の設立及び運営に係るパートナー事業者選定公募型プロポーザル  
選定委員会

本プロポーザルにおいて、地域新電力会社の設立及び運営に係るパートナー事業者となる民間事業者を選定したので、審査講評をここに公表する。

令和4年7月13日

鈴鹿市長 末松 則子

## 1 業務名

地域新電力会社の設立及び運営業務

## 2 趣旨と目的

鈴鹿市（以下「本市」という。）は、鈴鹿市清掃センターにおいて、一般廃棄物を焼却する際に発生する熱を利用し発電した電気（以下「廃棄物発電」という。）を有効活用するために、地域新電力会社を設立する。

これは、国の施策である「2050年カーボンニュートラル」社会の実現に向けて、本市の脱炭素化、電気の地産地消の推進及び「鈴鹿市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（平成29年1月策定）に掲げるエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減目標の達成を目的とするものであり、併せて本市の事業に係る歳出削減及び事務の効率化を図ることを期待するものである。

しかしながら、地域新電力会社を設立し、継続して会社運営を行うためには、専門的な知識や経験及び経営能力等が必要であり、同時に今後予想される電気料金の高騰など、経営上のリスクに柔軟に対応する能力等も求められる。

以上のことから、本市は、電力市場に精通し、かつ専門的な知見及び小売電気事業者としての実績を有し、本市と共同で地域新電力会社を設立、運営する民間のパートナー事業者を募集するため、公募型プロポーザル方式を活用して公募を実施した。

## 3 審査について

### （1）審査の概要

本市は、企画提案内容の審査に関して、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、「地域新電力会社の設立及び運営に係るパートナー事業者選定公募型プロポーザルに関する事務取扱要領」に基づく「地域新電力会社に係るパートナー事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置した。

選定委員会は、「地域新電力会社の設立及び運営に係るパートナー事業者選定公募型プロポーザル評価基準（以下「評価基準」という。）」に基づき審査を行い、優先交渉権者を選定し、本市は、選定委員会の選定結果により、優先交渉権者を決定した。

(2) 選定委員会の体制及び開催概要

本市が設置した選定委員会の委員は、学識経験者1名、民間事業者1名、弁護士1名、公認会計士1名、市職員2名の以下合計6名で構成し、選定委員会を非公開で2回開催した。

| 組織・肩書                         | 氏名         |
|-------------------------------|------------|
| 三重大学大学院<br>地域イノベーション学研究科 特任教授 | 坂内 正明（委員長） |
| 鈴鹿市 副市長                       | 内藤 洋（副委員長） |
| 一般財団法人 省エネルギーセンター 上席統括役       | 判治 洋一      |
| みなと総合法律事務所 弁護士                | 杉岡 治       |
| ミライズ税理士法人 公認会計士               | 山田 梨津子     |
| 鈴鹿市 環境部長                      | 鈴木 佳明      |

<第1回選定委員会（令和4年4月19日（火）>

主な事項：本プロポーザルの実施要領と評価基準について

<第2回選定委員会（令和4年7月8日（金）>

主な事項：提案事業者のプレゼンテーション及びヒアリング、  
審査及び評価、優先交渉権者の選定

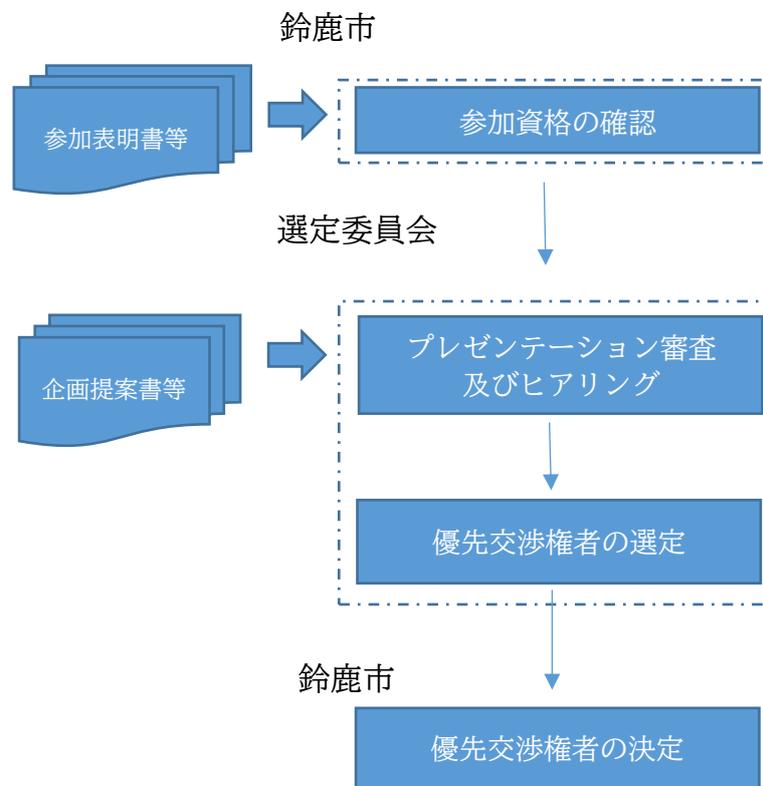
### (3) 審査の流れ

審査は、参加資格要件の審査及び選定委員会による審査の二段階に分けて実施した。

参加資格審査については本市が行い、提出資料を基に代表企業、構成企業が、応募者の備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認し、参加資格要件を満たす応募者に対し企画提案書等提出要請書を送付した。

選定委員会による審査においては、提案事業者が1者であったことから、選定委員会が、企画提案書、プレゼンテーション審査及びヒアリング等の内容を評価基準に基づき審査・評価し、優先交渉権者とするかどうかを協議により決定した。

応募者が参加表明書等を提出してから優先交渉権者が決定するまでの審査は、以下のとおり実施した。



#### (4) 評価の手順

各選定委員の配点は、100点中70点とし、各応募者の提案に対して、以下の「選定委員配点の採点基準」に基づき評価項目ごとに評価を行った。

事務局の配点は、100点中30点とし、各応募者の提案（提案された数字によって評価可能な内容）を評価した。

評価項目ごとに選定委員の採点結果の平均点(小数点第2位未満切捨て)を算出し、事務局配点と合計したものを応募者の評価点とし、その評価点により優先交渉権者を選定した。

#### ア 評価項目と配点

評価項目と配点は次のとおりとし、事務局配点と選定委員配点の内訳は非公開とした。

| 評価項目                 |  | 配点 (点) |
|----------------------|--|--------|
| 1. 新会社の健全性           | 1. パートナー事業者の経営基盤の健全性                   | 5      |
| 2. 新会社の事業運営能力        | 1. 会社設立から事業開始までの計画の妥当性及び小売電気事業の適正な遂行能力 | 10     |
| 3. エネルギー起源二酸化炭素排出量削減 | 1. 事業開始年度におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減        | 35     |
| 4. 事業の収益性            | 1. 歳出の削減<br>2. 歳入の確保<br>3. 妥当性         | 25     |
| 5. 事業の継続性            | 1. 経営方針（リスク管理）や責任分担                    | 20     |
| 6. 事業展開              | 1. 将来の事業展開の方向性及び収益の活用                  | 5      |
| 合計                   |  | 100    |

#### ウ 選定委員配点の採点基準

選定委員配点分について、各選定委員は、各応募者の提案に対し、次の採点基準により評価項目ごとに評価を行い、採点した。

| 評価 | 判断基準     | 得点化方法   |
|----|----------|---------|
| A  | 非常に優れている | 配点×1.00 |
| B  | 優れている    | 配点×0.75 |
| C  | 普通       | 配点×0.50 |
| D  | 劣る       | 配点×0.25 |
| E  | 非常に劣る    | 配点×0.00 |

#### 4 審査の結果

##### (1) 参加資格要件の審査

令和4年5月11日に本プロポーザルについて公告し、令和4年6月1日までに参加表明書等の提出を受け付けたところ、1グループから応募があった。

応募者から提出された参加資格要件確認申請書を基に行った審査において、参加資格要件を満たしていたことを確認した。

##### (2) 事務局の評価について <書面評価>

令和4年6月8日に送付した企画提案書等提出要請書に対し、令和4年6月27日までに企画提案書等の提出を受け付けたところ、参加表明書等を提出した1グループから提出があり、事務局が評価基準に基づき評価を行った。

##### (3) 選定委員会の評価について <プレゼンテーション審査及びヒアリング>

令和4年7月8日に開催した第2回選定委員会において、応募者によるプレゼンテーション、選定委員による応募者へのヒアリング等を実施し、選定委員会は評価基準に基づき評価を行った。

#### ◆応募事業者（グループ）

|      |              |
|------|--------------|
| 代表企業 | アーバンエナジー株式会社 |
| 構成企業 | 東邦ガス株式会社     |
| 構成企業 | 株式会社三十三銀行    |

#### ◆評価結果

| 評価項目                     | 事務局評価   | 選定委員評価  |
|--------------------------|---------|---------|
| 1. 新会社の健全性               | —       | 4. 16点  |
| 2. 新会社の事業運営能力            | 5点      | 4. 37点  |
| 3. エネルギー起源<br>二酸化炭素排出量削減 | 15点     | 16. 66点 |
| 4. 事業の収益性                | 10点     | 10. 62点 |
| 5. 事業の継続性                | —       | 15. 83点 |
| 6. 事業展開                  | —       | 3. 75点  |
| 小計                       | 30点     | 55. 39点 |
| 合計                       | 85. 39点 |         |

#### (4) 優先交渉権者の選定

事務局及び選定委員会の評価結果において、応募事業者のアーバンエナジー株式会社を代表企業とするグループについては、本市が地域新電力会社を設立する趣旨と目的を理解し、また、本市がパートナー事業者及び新会社に要求する事項を満たしていると考えられるため、アーバンエナジー株式会社を優先交渉権者として選定する。

#### 5 審査の講評

応募者の提案内容の講評は、以下に示すとおりである。

| 審査の講評  |
|--|
| <p>提案事業者の三社とも経験豊富で、現時点において財務内容の安定性に問題はない、と評価した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電力業界が厳しい状況においても、市場に依存している企業が少ないことから、信頼・安定した経営が期待できる。<br/>また、今後の事業展開においては、省エネサービスとして、デマンドレスポンスの上げ下げの提案があり、電気の供給側だけでなく、使用側においてもしっかりと考慮した提案内容となっている。</li><li>・会社法においては、定款が重要である。<br/>合弁契約などに記載していても、定款に記載がないと効果がない場合があるので、定款の重要性を認識して、定款の内容を検討いただきたい。</li><li>・財務的に、足元の実態を踏まえた将来の予測が立てられており、内容はしっかりしている。</li></ul> |

今後、アーバンエナジー株式会社、東邦ガス株式会社、株式会社三十三銀行で構成されるグループは、今回提案された内容を確実に履行し、その上で、本市と日々情報共有を行い、本事業が中長期にわたり本市の施策と連動し事業運営が行われ、本市の将来の発展に大きく貢献いただくことを期待する。